

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の方針

1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対して違反行為を理由とした行政処分（許可取消し及び業務停止命令・使用停止命令をいう。以下同じ。）を行う場合の基準については、別添1の環境省通知（平成23年3月15日付け環産産発第110310002号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」）があります。

本市においても、違反行為があった場合は、この通知による基準を基本に行政処分を行います。以下のことから、改めてその方針を示すものです。

- (1) 産業廃棄物処理業者等の注意を喚起し、違反行為を未然に防止すること。
- (2) 法令遵守の徹底により、産業廃棄物処理に対する社会的な信頼を確保すること。

違反行為に対しては厳正に対処しますが、違反行為そのものを起こさないことがより重要です。

2 行政処分の方針

- (1) 行政指導だけでは法の目的を達成できないと認められる場合は、環境省通知に基づき厳正に行政処分を行います。

【解説】

ア 環境省通知では、法のどの条項に違反したかによって処分内容が一律に厳しく決められています。以下に行政処分の例をいくつか挙げておきます。

◇ 無許可事業範囲変更 → 許可の取消し

処理業者が許可品目以外の廃棄物を取り扱う、積替保管の許可がないのに積替保管を行うといったことがこれに当たります。事業範囲の変更許可を受けないでこれらの行為をすると許可の取消しになります。

◇ 委託基準違反 → 許可の取消し

中間処理をした後の産業廃棄物の埋立てを処分業（埋立処分）の許可を持たない業者に依頼したといったことがこれに当たります。無許可業者に産廃処理を委託すると許可の取消しになります。

◇ 不法投棄 → 許可の取消し

残土処分場に産廃を持ち込んだことが発覚して許可の取消しとなった事例があります。産廃である汚泥やがれき類を残土に混ぜるなどして残土処分場に持ち込むようなことも不法投棄であり、許されません。

◇ 不法焼却 → 許可の取消し

いわゆる「野焼き」行為はこれに当たります。

◇ 各種届出義務違反、管理票記載義務違反、立入検査拒否など → 30日間の停止命令

例えば、産業廃棄物の運搬を頼まれて中間処理施設まで運んだときは、依頼者（委託者）から交付を受けた管理票（マニフェスト）に運搬終了年月日などの必要事項を記載して中間処理業者に引き渡すとともに、10日以内に写しを依頼者に送付しなければなりません。管理票に必要事項を記載しなかったり、管理票の引渡しや写しの送付をしなかったりすると、30日間の業務停止となります。

イ 「行政指導だけでは法の目的を達成できないと認められる場合は」行政処分を行うとしています。例えば、届出義務違反は30日間の事業停止命令とされています。住所の変更や役員の変更があった場合も、変更届を10日以内に提出することが義務付けられています。しかし、この変更届の提出が数日遅れたことだけで停止命令をしなくても、次から注意してもらえればよいという場合もあります。逆に、届出の遅延が大きな支障をもたらす場合には行政処分をするということです。

(2) 違反行為の態様によっては、①動機、②過去の違反歴、③該当する違反事由の数、④生活環境保全上の支障の発生又は発生可能性、⑤自主的な是正措置又は原状回復の可能性などを考慮し、環境省通知に掲げる行政処分の内容を加重し、又は軽減して適用することがあります。

【解説】

(1) のとおり、あくまでも環境省通知に基づいて行政処分を行うことを基本としていますので、通知に書かれている行政処分の内容をもっと厳しくする「加重」や、特にこれを緩める「軽減」は、いわば例外措置です。

しかし、例えば、一口に「不法焼却」（野焼き）といっても、少量の端材を一斗缶で燃やすような小規模のものから、大規模かつ継続的に焼却しているものまで、色々なレベルのものがあります。

また、行政指導に従い速やかに行為をやめるものがある一方で、過去にも行政指導を受けながら同様の行為を繰り返すものもあります。

そこで、これらを全部一律に取り扱ってよいかという問題もありますので、場合によっては、①動機、②過去の違反歴、③該当する違反事由の数、④生活環境保全上の支障の発生又は発生可能性、⑤自主的な是正措置又は原状回復の可能性などを考慮して、通知に掲げている行政処分の内容を弾力的に運用することもあるということです。

(3) 行政処分を行った場合は、当該行政処分に係る情報を公表します。

【解説】

法に基づき行政処分を行ったときは、その内容を市のホームページに掲載します。さらに、本市が違反行為を理由に行政処分を行ったときは、別添2のような形で報道機関にも情報を提供することとします。これは、どのような違反行為に対してどのような行政処分が行われたかということを明らかにすることで、違反行為の防止を図るという趣旨です。

なお、他の自治体による取消処分に伴うものなど欠格要件に該当することのみを理由とする行政処分については、特に報道機関への情報提供までは行いません。